

上越市「地域の宝」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、有形・無形及び文化財の指定・未指定にかかわらず、本市に所在する歴史上又は芸術上・文化史上価値を有するもの及び生活の推移の理解に資するものなどのうち、地域住民が大切にし、かつ、よりどころとする文化財を「地域の宝」として定め、次世代への継承を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動団体 「地域の宝」の保存・活用を目的に活動する団体をいう。
- (2) 所有者等 「地域の宝」の所有者若しくは管理者又は活動団体をいう。

(認定)

第3条 教育委員会は、第1条に規定する文化財のうち、次の各号のいずれにも該当するものを「地域の宝」として認定するものとする。

- (1) 所有者等による保存・活用の活動がおおむね3年以上行われており、認定後も継続されることが見込まれること。
- (2) 地域住民、特に地域の子どもたちを対象とした保存・活用の活動がおおむね年1回以上行われていること。

(認定の申請を行うことができる人及び団体)

第4条 「地域の宝」の認定の申請を行うことができる人及び団体（以下「申請者」という。）は、所有者等とする。ただし、活動団体にあつては、5人以上の地域住民により組織される団体とする。

(認定の申請)

第5条 申請者は、第3条の規定による認定を受けようとするときは、上越市「地域の宝」認定申請書（第1号様式）に、教育委員会が別に定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者が「地域の宝」の所有者と異なるときは、上越市「地域の宝」認定制度所有者申請同意書（第2号様式）により、当該所有者の同意を得なければならない。ただし、所有者が不明の場合又は特定が困難な場合は、この限りではない。

(認定の審査等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、これを調査し、上越市文化財調査審議会条例（昭和47年上越市条例第26号）に定める上越市文化財調査審議会（

以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

- 2 審議会は、前項の規定による諮問があったときは、これを審査し、「地域の宝」としての認定の可否を決定し、その内容を教育委員会に答申するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の答申があったときは、認定を可とされた申請者に対し、上越市「地域の宝」認定証(第3号様式)を交付し、その旨を告示するものとする。
- 4 教育委員会は、申請者が「地域の宝」の所有者と異なるときは、当該所有者に対し、上越市「地域の宝」認定通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項の答申を踏まえ、認定しないことを決定したときは、上越市「地域の宝」認定不採択通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(認定に伴う市の支援措置)

第7条 教育委員会は、所有者等と情報を共有しながら、次に掲げる支援等に努めるものとする。

- (1) 保存・活用に必要な助言等
- (2) 「地域の宝」の積極的な周知
- (3) 所有者等同士の相互支援を育むネットワークづくり

(認定の取消し)

第8条 教育委員会は、「地域の宝」が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 「地域の宝」が滅失したとき。
- (2) 「地域の宝」が市外に移転したとき。
- (3) 「地域の宝」がその価値を失ったとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前条の規定により「地域の宝」の認定を取り消すときは、事前に審議会に諮問しなければならない。

(届出事項)

第9条 所有者等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、上越市「地域の宝」認定制度変更届出書(第6号様式)により、速やかに教育委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 所有者等の氏名、名称及び住所の変更があったとき。
- (2) 活動団体が活動を休止又は解散したとき。
- (3) 「地域の宝」の所在地を変更したとき。
- (4) 「地域の宝」が滅失又は毀損したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から実施する。